

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○熊本市北部商工会地区の立地

熊本市は平成24年4月に政令指定都市となり、中央区・北区・東区・西区・南区に区割りされ、当会は北区に位置する。北区は5つの区の中で最も面積が大きく、北区南部は計画的に開発された市街地が広がる一方で、立田山や白川・八景水谷水源といった自然環境と共存している。

北区は、福岡・久留米方面から熊本市中心部へと南北を繋ぐ国道3号線を軸に市街地が広がり、その後背地では農業生産環境に恵まれ、各種農産物は全国的にも高い知名度と競争力を持っている。

当会の区域は、平成3年に熊本市と合併する前の「旧北部町」であり、北区の中央部に位置しており、国道3号線を軸に広がった市街地で、熊本市のベッドタウン的性格として発展してきた。周辺は農地・山林に囲まれた地形となっている。

また、地区内には「北部工業団地」や「シグマ工業団地」、生活者交流型の食品工業団地「フードパル熊本」があり、工業が盛んである。

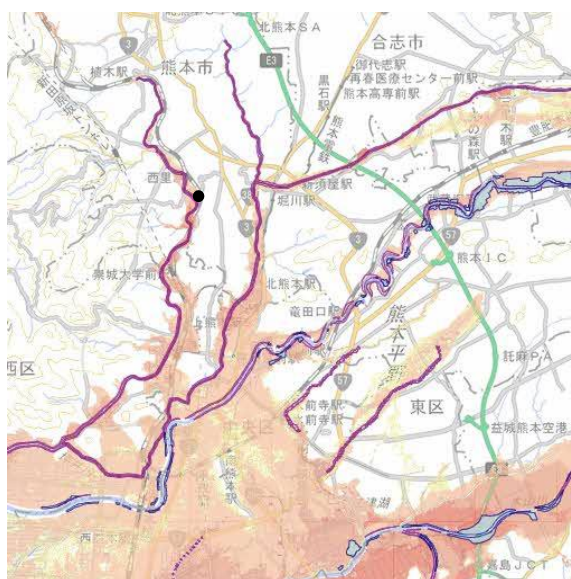


● … 熊本市北部商工会区域

## (1) 地域の災害リスク

### ○洪水（ハザードマップ）

北部地区には、井芹川、坪井川が流れており、水位に注意が必要である。当市のハザードマップによると、当会が立地する西里校区・北部東校区の一部地域において0.5m～3.0m未満の洪水被害が予想されている。また、サービス業の多くが立地する飛田地区においては大雨や台風豪雨時には道路冠水・内水氾濫のリスクが予想されている。商工業者へのリスクとしては、工場機械等の故障などによる復旧の長期化などが想定される。

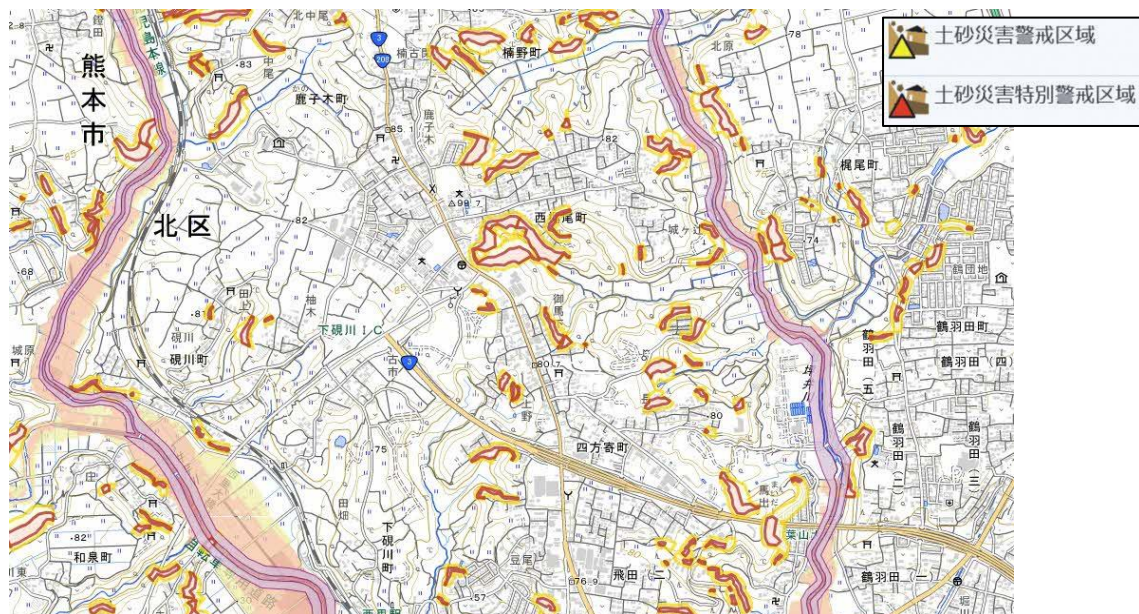


当会の南に位置する徳王地区では3.0m～10.0m未満の洪水が予想されており、主に田畑が多いが、一部主要道路である県道31号線やJR鹿児島本線が通っているため、交通網に影響がでる可能性が予想される。

●熊本市北部商工会

### ○土砂災害（ハザードマップ）

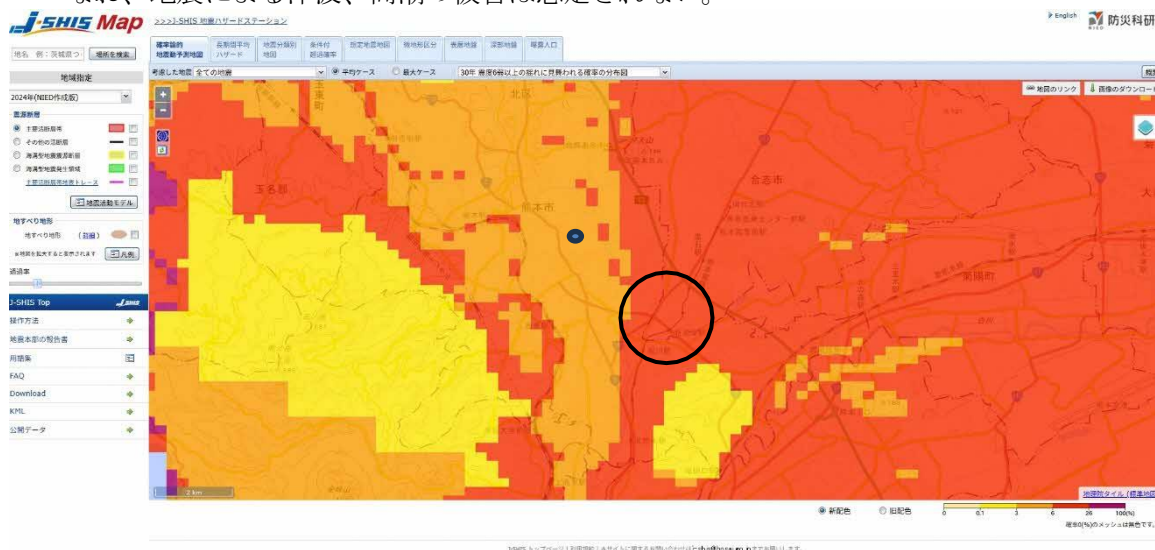
当市のハザードマップによると、川上校区・西里校区・北部東校区の3校区に土砂災害が散見される。区域内には多数の丘陵や起伏の多い地形があるため、豪雨や長雨、地震の際には、広い範囲で警戒が必要となる。商工業者へのリスクとしては、幹線道路の通行止めによる物流の停滞、復旧の長期化などが想定される。



○地震（J-SHIS）

当会付近では、震度5強以上の地震が今後30年以内に発生する確率が25.0%と予想されている。また、北部東校区はさらに確率が高く、42.6%と予測されており、当会の地域の中でも住宅が密集している地区である。

なお、地震による津波、高潮の被害は想定されない。



- 熊本市北部商工会
- 北部東校区付近

○台風・その他災害

近年、台風の発生回数や上陸回数が増加傾向であり、夏から秋にかけて長期間警戒が必要である。また、夏場は一時的な豪雨による被害が想定され、令和7年8月豪雨の際は大雨が降り、線状降水帯が発生した。水がはけきれず井芹川と坪井川が氾濫しフードパル熊本が所在する貢町や飛田地区などに浸水被害が発生している。

○感染症、サイバー攻撃等

新型インフルエンザ等（感染症）は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

商工会管内の主要産業である卸売・小売業、サービス業では、サイバー攻撃による情報の漏洩や精密機器故障等のリスクへの対策が急務となっている。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 874名（令和3年（2021年）3月31日現在）
- ・小規模事業者数 632名（ ” ” ）

※令和3年（2021年）3月31日現在当会独自調査

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所立地状況等）
卸売・小売業	241	135	幹線道路や市街地に多い
宿泊・飲食業	77	40	幹線道路や市街地に多い
サービス業	216	151	幹線道路や市街地に多い
製造業	90	70	工業団地に集積
建設業	130	120	全域に分散
その他	120	116	全域に分散

合計	874	632	
----	-----	-----	--

(3) これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 令和 7年3月更新
- ・防災訓練の実施 平成29年4月から毎年4月に実施
- ・地域防災計画の業務継続計画策定 平成30年5月改訂
- ・統合型ハザードマップ作成 令和 7年3月更新
- ・熊本市新型インフルエンザ対策行動計画 令和 8年3月改訂予定

(2) 熊本市北部商工会の取組

- ・熊本県商工会連合会から発送される事業者BCPに関する施策を周知
- ・消火器等防災備品の定期交換
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・事業者BCPの策定支援、見直し支援として事業者を訪問指導し専門家派遣の実施

(3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・市内小規模事業者に対して「普及・啓発」チラシによる周知 年2回
- ・事業者BCP策定済事業者を訪問し見直しに係る指導 2者
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進 3者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①管内の事業者のBCP策定状況について、マンパワーが不足しており調査等は実施していない為、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導からBCPを策定している事業者は極めて少ないと思われる。  
よって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組もまだまだ本格化していないのが実態である。しかしながら、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症、令和7年8月豪雨により事業継続リスクへの関心が高まっており、管内事業者への更なる「普及・啓発」が求められている。
- ②本計画の実行にあたって、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足といった課題がある。  
また、市と商工会、商工会連合会、専門家や損害保険会社との連携による取組強化への必要性が高まっている。
- ③国をはじめ、関係機関等から事業継続計画（BCP）の策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見があっているため、小規模事業者向けとしてBCPの簡易版である事業継続力強化計画の策定支援から取り組みたいが、上記記載の通り「普及・啓発」段階にある。

【対策】

- ①管内の事業者のBCP策定状況については、経済産業省HPに掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や当会会員へのアンケート調査や聞き取り等で把握する。
- ②保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員不足、防災・減災等の重要性を周知する専門的な知識の不足については、熊本県商工会連合会、損害保険会社、(独法)中小企業基盤整備機構などの他の支援機関と連携し、セミナー開催等を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ③小規模事業者向けとして、BCPの簡易版である「事業継続力強化計画」の普及啓発及び策定支援から取り組む。

### 3 目標

- ・ 当会より地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、火災保険（水災付帯）、休業対応補償等・影響軽減策などリスクマネジメントを事前に対策する必要性を周知する。
- ・ 商工会管内の主要産業である卸売・小売業、サービス業、製造業が多く集積する頁町や飛田地区の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで管内全体の小規模事業者の事業継続力強化につなげる。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ①年2者に対して事業者BCP（事業継続力強化計画）の策定・見直し支援を行う。
- ②市内全体の事業者BCP（事業継続力強化計画）の策定率を1.6%引き上げる。
- ③損害保険加入促進を年4者に対して行い、リスクファイナンスの取り組みを推進する。
- ④上記目標達成のため、年1回職員向け及び事業者向けセミナー及び説明会を開催する。

熊本市北部商工会	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	合計
①小規模事業者BCP （事業継続力強化計画）策定セミナー	1回	1回	1回	1回	1回	5回
②小規模事業者BCP （事業継続力強化計画）策定件数	2件	2件	2件	2件	2件	10件
③策定後フォローアップ件数		2件	2件	2件	2件	8件
④職員向けBCP （事業継続力強化計画）策定研修	1回	1回	1回	1回	1回	5回

※BCP策定件数：経営指導員1名あたり1件を策定目標とする。

策定後のフォローアップは翌年度に1回／者を目標とする。

5年間で10社の策定が実現すれば管内小規模事業者632者の策定割合を1.6%引き上げることができる。

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### 1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### 2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

#### (1) 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・経済産業省、当市、損害保険会社等と連携し地区内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・また、当会での巡回指導、窓口相談、各種セミナー等の機会を活用し、災害リスクの認識状況安否確認体制、事業継続に向けた優先業務の整理、重要情報・物資の備え等について経営指導員による聞き取りを実施する。

#### (2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

##### ①広報等による啓発活動

FAX瓦版や市広報等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

##### ②地域版ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて地区内小規模事業者を訪問し、「地域版ハザードマップ（北区）」等を用いながら、事業所立地場所における自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

##### ③新型コロナウイルス感染症に関するリスクの周知

新型コロナウイルス感染症に関しては、熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

##### ④事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易的なBCPを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、事業継続の取組に精通した専門家を招聘し、小規模事業者に対する策定セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

###### ・BCP策定支援研修（職員向け）

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

###### ・BCP策定セミナー（小規模事業者向け）

自社のリスク診断のほか、専門家による独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

### **(3) フォローアップ**

#### **①当該計画に係る訓練の参加**

・当市や当商工会管轄地区の消防署などが開催する防災訓練に参加し、あらゆる災害に対応した連絡ルート等の確認を行う。また、当会と当市で、状況確認や改善点等について協議する。

#### **②事業者BCP及び事業継続力強化計画の見直し**

・事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業を紹介する。(HP: <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)  
・事業者BCP及び事業継続力強化計画策定後3年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練(被災からのシミュレーション含む)計画の見直しについての指導を行うと同時に支援した事業者の計画期間を当会で把握し、計画期間終了後の計画の再申請へつなげる指導を行う。

#### **③個者支援(小規模事業者向け)**

・上記セミナー参加者に対し、セミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

### **(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ**

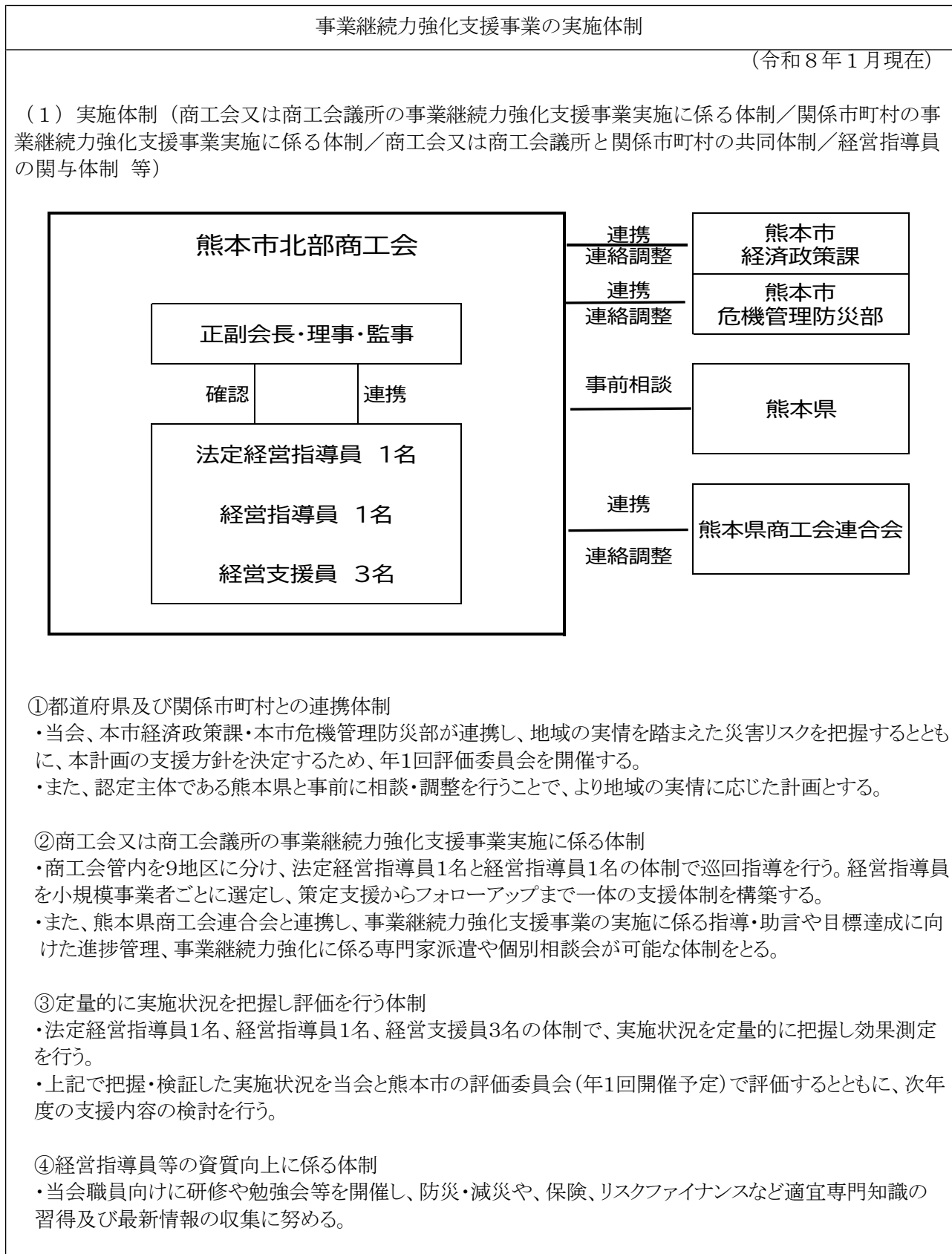
・当会では、把握した小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を踏まえ、地域内における知見の共有及び事業継続力の底上げを図る。具体的には、災害時の初動対応、安否確認、事業の早期再開に関する基本的な考え方や、実際の災害対応事例等について、セミナーやホームページ等を活用し、分かりやすく情報提供を行う。特に、事業継続力強化に未着手又は一部取組にとどまっている事業者に対しては、身近な事例や簡易な取組内容を紹介することで、防災・減災への意識向上を促す。  
・また、事業継続力強化計画を策定した事業者や、防災対策に積極的に取り組んでいる事業者の取組内容については、個人情報や機密情報に配慮した上で、好事例として共有する。これにより他の事業者が自社に置き換えて検討できる環境を整え、商工会管内全体の事業継続力向上につなげる。

### **(5) 関係団体との連携**

・自然対応力強化に関する注意喚起を促すため、関係機関に自然災害リスク対応を普及啓発するポスター等の提供を依頼し、当会に来会された事業者が目にする場所に掲示する。  
・熊本県商工会連合会や損害保険会社、(独法)中小企業基盤整備機構に専門家派遣を依頼し、事業者のリスクファイナンスに係るセミナーや相談会を実施する。  
・連携型事業継続力強化計画の策定にあたっては、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部に専門家派遣を依頼し、策定支援を行う。  
・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。  
・当会と当市が共有した情報を、熊本県、熊本県商工会連合会あてにメール又はFAX等にて当会又は当市より報告する。  
・新型コロナウイルス感染症流行の場合は、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は当市より熊本県へ報告する。  
  
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 栗本 香織 (連絡先は後述)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ

③広域経営指導員の可否

経営指導員 栗本 香織は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①熊本市北部商工会

〒861-5521 熊本県熊本市北区鹿子木町151-1

TEL: 096-245-0127

FAX: 096-245-0197

E-mail: [hokubu@ruby.ocn.ne.jp](mailto:hokubu@ruby.ocn.ne.jp)

②熊本市経済観光局 産業部経済政策課

〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1-1

TEL: 096-328-2950

FAX: 096-324-7004

E-mail: [keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等 ※専門家派遣は、熊本県商工会連合会の専門家派遣事業や連携保険会社等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等